

諮問事項3 介護保険事業の見直しについて

次の4つの事業の見直しを検討しています。

1	和光市介護保険居宅介護等住宅改修等助成事業	
	<p>介護保険制度の住宅改修（上限20万円）、特定福祉用具購入（上限10万円）に加えて、市の独自の助成事業（助成限度額：40万円）を推進している。</p> <p>【見直しの内容】</p> <p>(1) 住宅改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度で定められた住宅改修と同様の工事種目とする。 <p>(2) 福祉用具購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象種目から「その他市長が必要と認める福祉用具」を削除する。 <p>(3) 助成上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限額を40万円から20万円に減額する。 	
2	配食費助成事業（市町村特別給付）	
	<p>自ら食事を用意することが困難な高齢者に対し、その状況に応じて、栄養のバランスのとれた調理済みの食事提供をしている。（市の指定した事業者から選択）</p> <p>【見直しの内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼及び夜の弁当それぞれ1食について1,000円を上限とし、うち6割を補助していたところ、費用額の上限を廃止し、昼及び夜の弁当それぞれ1食につき、200円の補助に変更する。 	
3	おむつ等購入費助成事業（市町村特別給付）	
	<p>自らの排泄動作等に支障をきたす高齢者に対し、紙おむつ及び居宅介護用品の購入に要する費用の助成をしている。</p> <p>【見直しの内容】</p> <p>(1)対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の条件「医師の意見書で、尿失禁にチェックがつく者」から、「医師の意見書で、尿失禁または失禁への対応としてカテーテルを使用しているにチェックがつく者」に対象を拡大する。 <p>(2)自己負担額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担割合1～3割に応じた自己負担から、一律3割の自己負担に変更する。 	
4	地域送迎等サービス費助成事業（市町村特別給付）	
	<p>公共交通機関等の利用が難しい高齢者に対し、医療機関と自宅との移動に利用する介護タクシーの費用の一部を助成している。</p> <p>【見直しの内容】</p> <p>(1)対象者</p>	
	変更前	変更後
	<p>(1)市内在住の65歳以上</p> <p>(2)要介護認定を受けた者</p> <p>(3)施設サービスを利用していない者（特養、老健に入所していない者）</p> <p>(4)車いす若しくは寝台専用車両を利用しなけれ</p>	<p>(1)市内在住の65歳以上</p> <p>(2)要介護認定を受けた者</p> <p>(3)施設サービスを利用していない者（特養、老健に入所していない者）</p> <p>(4)①主治医意見書で「高齢者の日常生活自立度：</p>

<p>ば外出が困難な者</p> <p>または主治医師の意見書で、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上に該当する者</p> <p>(5)公共交通機関を利用して外出することが困難であると市長が認める者</p> <p>(6)居宅サービス計画に送迎等サービスの利用を定められた者</p>	<p>B1 以上」 or 「認知症高齢者の日常生活自立度：Ⅲ a 以上」 ②公共交通機関を利用して外出することが困難であると市長が認める者</p> <p>(5)居宅サービス計画に送迎等サービスの利用を定められた者</p>
<p>(2)自己負担額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担割合 1～3 割に応じた自己負担から、一律 3 割の自己負担に変更する。 ・送迎事業者への支払い単価の見直し。 	

和光市介護保険居宅介護等住宅改修等助成事業要綱の一部改正について

1 事業概要

居宅において介護等を受ける要支援・要介護者が住宅改修及び福祉用具購入の費用について、その一部を助成することにより、生活環境の向上に資することを目的とする。

なお、現在は、介護保険制度の住宅改修（国支給限度額：20万円）を優先とし、市が独自に工事対象を拡大した上乗せ分及び福祉用具購入分（市助成限度額：40万円）を助成している。

2 改正箇所

(1) 住宅改修

市では、介護保険制度の住宅改修よりも工事種目や助成額が多いことから、給付適正化の観点等から、介護保険制度で定められた住宅改修と同様の工事種目としたい。改正により工事対象が明確となり、事業者及び利用者にとっても利用しやすくなる。

(2) 福祉用具

対象種目について、介護保険法で定められた福祉用具貸与種目（車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置）のみとし、「その他市長が必要と認める福祉用具」の文言を削除することで、より対象が明確となる。

(3) 助成上限額

過去の実績状況等から40万円から20万円へ減額とする。

3 給付実績

令和7年12月31日現在

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 ※
件数	53	41	27	44	30
給付額	9,314,012	4,351,775	3,746,590	5,420,114	3,472,082
平均額	175,736	106,141	138,763	123,184	115,736

4 施行日

令和8年4月1日（予定）

和光市市町村特別給付配食費用助成の見直しについて

加齢に伴って生じる心身の機能低下に起因して自ら食事を用意することが困難な高齢者に対し、その状況に応じて、栄養のバランスのとれた調理済みの食事の提供を行う（市の指定した事業者から選択）

現行制度の概要

【対象者】以下全てを満たす者

- (1)市内在住の65歳以上
- (2) 総合事業対象者以上の者
- (3)自宅でおくくり、自身で栄養のある食事を用意できない者
- (4)居宅サービス計画に特別給付での配食サービスの利用を定められた者

【費用額・自己負担・助成額】

昼及び夜の弁当それぞれ1食について1,000円を上限とし、そのうちの6割を市が負担。

改正後制度の概要（案）

【対象者】以下全てを満たす者

- (1)市内在住の65歳以上
- (2) 総合事業対象者以上の者
- (3)自宅でおくくり、自身で栄養のある食事を用意できない者
- (4)居宅サービス計画に特別給付での配食サービスの利用を定められた者

【費用額・自己負担・助成額】

費用額の上限を廃止。
昼及び夜の弁当それぞれ1食につき、市が200円を補助する。

近隣3市2区の状況

【補助額】 ・ 0~200円

【補助対象時間帯等】 ・ 昼のみ（日曜を対象外とする市もあり）
・ 制限ないが補助なし

和光市市町村特別給付紙おむつ費用助成の見直しについて

加齢に伴って生ずる心身の機能の低下に起因して自らの排泄動作等に支障をきたす高齢者に対し、紙おむつ及び居宅介護用品(以下「紙おむつ等」という。)の購入に要する費用の助成を行う

現行制度の概要

【対象者】以下全てを満たす者

- (1)市内在住の65歳以上
- (2)要支援1以上の認定
- (3)医師の意見書で以下①②を満たす又はおむつ使用証明書の発行
 - ①主治医意見書で「高齢者の日常生活自立度：B1以上」or「認知症 高齢者の日常生活自立度：Ⅲa以上」
 - ②尿失禁にチェックがつく者
- (4)市内自宅・特定施設・GHで生活する者
- (5)居宅サービス計画に特別給付での紙おむつ助成サービスの利用を定められた者

【費用額・自己負担・助成額】

・紙おむつに係る費用額の上限を10,000円、介護用品の上限を3,000円
・負担割合1~3割に応じた自己負担

改正後制度の概要（案）

【対象者】以下全てを満たす者

- (1)市内在住の65歳以上
- (2)要支援1以上の認定
- (3)医師の意見書で以下①②を満たす又はおむつ使用証明書の発行
 - ①主治医意見書で「高齢者の日常生活自立度：B1以上」or「認知症高齢者の日常生活自立度：Ⅲa以上」
 - ②尿失禁または「失禁への対応」としてカテーテルを使用しているにチェックがつく者
- (4)市内自宅・特定施設・GHで生活する者
- (5)居宅サービス計画に特別給付での紙おむつ助成サービスの利用を定められた者

【費用額・自己負担・助成額】

・紙おむつに係る費用額の上限を10,000円、介護用品の上限を3,000円
・費用額の3割を自己負担とする

近隣3市2区の状況

【補助額】 ・ 5,400~7,000円

【補助対象要件】 ・ 寝たきりや重度認知症、要介護1以上
・ 所得制限あり

和光市市町村特別給付地域送迎サービスの見直しについて

心身の機能の低下によって公共交通機関等の利用が難しい高齢者に対し、医療機関と自宅との移動に利用する介護タクシーの費用の一部を助成する。

現行制度の概要

【対象者】

- (1)市内在住の65歳以上
- (2)要介護認定を受けた者
- (3)施設サービスを利用していない者（特養、老健に入所していない者）
- (4)車いす若しくは寝台専用車両を利用しなければ外出が困難な者
または主治医師の意見書で、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上に該当する者
- (5)公共交通機関を利用して外出することが困難であると市長が認める者
- (6)居宅サービス計画に送迎等サービスの利用を定められた者

【費用額・自己負担・助成額】※1割負担の場合

種別	内容	費用額	利用料	助成額
送迎	1時間まで	6,000円	600円	5,400円
	1時間を超え10分ごとに (10分ごとの時間が10分に満たないときは、10分とする。)	900円	90円	810円
待機	30分ごとに(30分に満たないときは、30分とする。)	2,000円	200円	1,800円

●1か月の費用額の上限は45,000円（助成額の上限が40,500円）

【参考】時速30kmで12km走行し、21分間を減速・停車
(市役所～健康長寿医療センター、所要時間45分)

	費用額	市負担	自己負担
タクシー	6,600円	0円	6,600円
大型タクシー	7,430円	0円	7,430円
介護タクシー	6,000円	5,400円	600円

その他の費用

- ・迎車料、基本介助料、室内介助料、車椅子使用料等

近隣3市1区の状況

【対象経費】

- ・メーター料金
- ・迎車料と予約料のみ（送迎費用は自己負担）

【負担割合】

- ・1～3割（課税世帯は3割としているところも）

【限度額（費用額）】

- ・1回あたり 7,500～13,500円/回
- ・1月あたり 30,000円
- ・1年あたり 12～48回

改正後（案）

【対象者】以下全てを満たす者

- (1)市内在住の65歳以上
- (2)要介護認定を受けた者
- (3)施設サービスを利用していない者（特養、老健に入所していない者）
- (4)①主治医意見書で「高齢者の日常生活自立度：B1以上」or「認知症高齢者の日常生活自立度：Ⅲa以上」
②公共交通機関を利用して外出することが困難であると市長が認める者
- (5)居宅サービス計画に送迎等サービスの利用を定められた者

【費用額・自己負担・助成額】※費用の3割を自己負担とする

種別	内容	費用額 (回)	利用料 (回)	市助成 (回)	1回あたり 助成上限額	1月あたり 助成上限額
送迎	走行30分+乗降時介助	5,000円	1,500円	3,500円	6,300円	40,600円/月
	走行60分+乗降時介助	9,000円	2,700円	6,300円		
待機	15分ごと	1,000円	300円	700円	2,800円	
介助料	階段（5段以上）介助料（1フロアごとに）	1,000円	300円	700円	なし	7,000円/月

●60分を超える走行が必要な場合は30分ごと3,860円を加算する（助成の対象外）

●上記に定める費用以外の料金（迎車料や予約料、福祉用具レンタル費など）は指定事業者が別途定めるものに
従う（助成の対象外）